

男鹿市企業管理規程第 5 号

男鹿市企業職員となる会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市企業職員となる会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
男鹿市企業職員となる会計年度任用職員の給与に関する規程（令和 2 年男鹿市企業管理規程第 1 号）の一部を
次のように改正する。
別表第 1 を次のように改める。
別表第 1（第 2 条関係）

企業職給料表 (単位:円)

職 種	職務の級	1 級	2 級
	号 給	給料月額	給料月額
企業職員	1	163,032	209,196
	2	164,138	210,905
	3	165,345	212,615
	4	166,451	214,124
	5	167,557	215,632
	6	168,664	217,443
	7	169,770	219,152
	8	170,876	220,862

	9	171, 882	222, 371
	1 0	173, 290	223, 879
	1 1	174, 598	225, 388
	1 2	175, 905	226, 897
	1 3	177, 112	228, 104
	1 4	178, 621	229, 512
	1 5	180, 129	230, 920
	1 6	181, 739	232, 328
	1 7	182, 845	233, 736
	1 8	184, 253	235, 345
	1 9	185, 661	236, 854
	2 0	187, 069	238, 262
	2 1	188, 376	239, 469
	2 2	190, 690	241, 078
	2 3	192, 902	242, 586
	2 4	195, 115	243, 994
	2 5	197, 328	245, 000
	2 6	199, 037	
	2 7	200, 546	
	2 8	202, 055	
	2 9	203, 563	
	3 0	204, 971	

	3 1	206,379	
	3 2	207,787	

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。